平成２９年（フ）第４９１号
兵庫県西宮市門戸荘18番63―604号
債務者　鷲尾　真理
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４９３号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番19―1115号
債務者　神野　優子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５２５号
兵庫県尼崎市塚口町６丁目３番地の７　サンロイヤル塚口301号
債務者　藤元　良美
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５２６号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番29―512号
債務者　青木　一郎
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４３号
奈良県橿原市白橿町４丁目23番１―203号
債務者　河合　文雄
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１４４号
奈良県橿原市白橿町４丁目23番１―203号
債務者　河合シナコ
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１７５号
奈良県大和高田市東三倉堂町13番10号
債務者　河野　　努
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１７６号
奈良県大和高田市東三倉堂町13番10号
債務者　河野　麻美
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１８７号
奈良県橿原市見瀬町38番地の１　橿原神宮前スカイハイツ712号
債務者　白鳥　栄二
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１８８号
奈良県橿原市見瀬町38番地の１　橿原神宮前スカイハイツ712号
債務者　白鳥　智子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第９３号
鳥取県鳥取市湖山町南３丁目237番地３　ニューグレースマンション３号館203号
債務者　川口　秋徳
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８１号
徳島県徳島市伊月町４丁目13番地の１
債務者　吉田　惠子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９５号
徳島県徳島市北佐古二番町５番20号　松村マンション１棟Ａ号
債務者　吉村　裕司
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４７号
熊本県八代市古閑浜町3481番地１、前住所熊本県八代市田中西町28番地（Ｄ702）
債務者　福本　美和
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第２５０号
大分県由布市挾間町古野191番地　挾間アーバンハウスＡ106
債務者　中村　美香
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２４６号
宮崎市下北方町椎ケ迫5553番地41
債務者　渡邊　一城
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７０号
鹿児島県出水市明神町2720番地11　榎木戸建３号
債務者　塚田志津香
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
福島県須賀川市小作田字山ノ坊46番地　市営71号
債務者　久木田達仁
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
兵庫県明石市大蔵町21番３号
債務者　矢嶋　涼子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係